

留萌市立港南中学校 いじめ防止基本方針

I はじめに 【 P 1 】

1. 「いじめ」についての基本的な考え方
2. 「いじめ」の定義
3. 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

II いじめの防止等のための取組 【 P1～5 】

1. 未然防止
2. 早期発見
3. いじめへの対応
4. ネット上のいじめへの対応
5. 教員研修
6. 年間計画

III いじめの防止等の対策のための組織 【 P 6 】

1. 役割
2. 組織図

IV 重大事態への対処 【 P 7～8 】

V その他（参考資料等） 【 P 9 】

I はじめに

1 「いじめ」についての基本的な考え方

いじめは被害生徒の学習権を著しく侵害し、心身の健全なる成長並びに人格形成に深刻な悪影響を及ぼすものであり、生命及び身体に甚大な危険をもたらす許されざる行為です。

本校では、全生徒がいじめをすることなく、他者に対して行われるいじめを認識しながら見過ごすことがないように、人権的観点を踏まえ、いじめ防止対策並びに思いやりや友情、規範意識などの豊かな人間性を育む指導を行います。

2 「いじめ」の定義

「『いじめ』とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」です。

3 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

いじめは、全ての生徒に関係する問題であることから、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外問わず、いじめが行われなくなるようにするために「留萌市立港南中学校いじめ防止基本方針」を定めます。

本方針より、生徒自身が、いじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わない生徒の育成を目指します。

また、保護者や地域住民、その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指します。

Ⅱ いじめの防止等のための取組

1 未然防止

いじめは、どの生徒にも起こり得ることを踏まえ、全ての生徒がいじめに向かうことがないように、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いを尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成するとともに、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進めるなど、いじめの未然防止を図る取組を進めます。

【具体的な取組】

- 分かる授業づくり
- コミュニケーション能力を高める学級活動
- いじめや友情などについて考える道徳の時間
- ボランティア活動，体験活動
- 人権教室，非行防止教室
- 情報モラル教育，携帯・スマホ教室
- 生徒がいじめの問題について主体的に考える生徒会活動
- 保護者懇談会，地域懇談会，通信等による啓発活動

2 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からいじめを発見するための取組を進めます。

【具体的な取組】

- いじめアンケート
- 教育相談（定期・随時）
- 通報，相談窓口の明示（相談体制の整備）※外部機関を含む
- 生徒に関する教職員間の情報交換の場の設定
- 報告・連絡・相談・確認体制の確立
- 学級日誌，やりとり帳
- 保健室との連絡体制

3 いじめへの対応

いじめが確認された場合は、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行います。また、必要に応じて関係機関と連携を図り、早期対応に努めます。

(1) 発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに組織に報告・相談する。
- 複数の教職員で生徒への事実関係の聴取や具体的な対応を行うなど、組織的に対応する。
- いじめの事実の有無を確認し、設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

(2) いじめを受けた生徒への対応

- 心身の苦痛を共感的に理解しつつ、事実関係を確認する。
- いじめられた生徒にも責任があるという認識はしない。
- 確認した事実関係は迅速に保護者に伝える。
- 安全・安心を確保し、「絶対に守り抜く」という姿勢を伝える。
- 安心して学習その他の活動に取り組む環境を確保する。
- 解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。

(3) いじめたとされる生徒への対応

- 事実関係を聴取し、いじめの事実の有無を確認する。
- 確認した事実関係は迅速に保護者に伝える。
- いじめは「絶対に許されない」ということを理解させる。
- 状況に応じて、別室指導や出席停止等の措置を行う。
- 個人情報、プライバシーに十分配慮する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた生徒にも、自分の問題としてとらえさせる。
- 誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- はやし立てるなどの行為は、加担する行為であることを理解させる。
- いじめの問題について話し合い、根絶への意識を高める。

(5) 家庭との連携

- 被害・加害生徒の保護者へは、原則として、複数の教職員が家庭訪問を行い、対応する。
- 保護者からの要望等に関しては、組織で検討することとし、期日等を明示して回答するなど、誠意をもって対応する。
- 相談・対応の窓口を一本化する。

(6) 関係機関との連携

- いじめを確認した場合は教育委員会に速やかに報告する。
- 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、警察等と連携を図る。
(関係機関の一覧が明確になっていること)

4 ネット上のいじめへの対応

携帯電話はスマートフォンの普及発達に伴い、ネット上で、特定の生徒を誹謗中傷したり、個人情報を書き込んだりするなどのいじめが増加していることを踏まえ、こうしたいじめを防止し、効果的に対処する取組を進めます。

【具体的な取組】

- ネットパトロール
- 情報モラル教育（道徳の時間、技術・家庭科等）
- 携帯・スマホ教室
- 通報・相談窓口の明示
- 保護者に対するフィルタリング啓発活動
- P T A 講習会・研修会
- プロバイダへの削除要請
- 法務局、警察等との連携

5 教員研修

いじめを受けた生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導やその保護者に対する助言、又は、その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の資質向上に必要な教員研修を進めます。

【具体的な取組】

- 校内研修
- 市町村研修
- P T A研修
- 生徒指導連絡協議会の還元
- 初任段階研修，10年経験者研修（教育局主催）の還元
- スクールカウンセラー派遣拡充に係る研修
- 道研や民間団体が開催する研修への教員派遣

6 年間計画

学校におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応が適切に行われるよう，年間を通じていじめの防止等のための対策を計画的に行い，その取組を検証し，より実効性の高い取組となることを目指します。

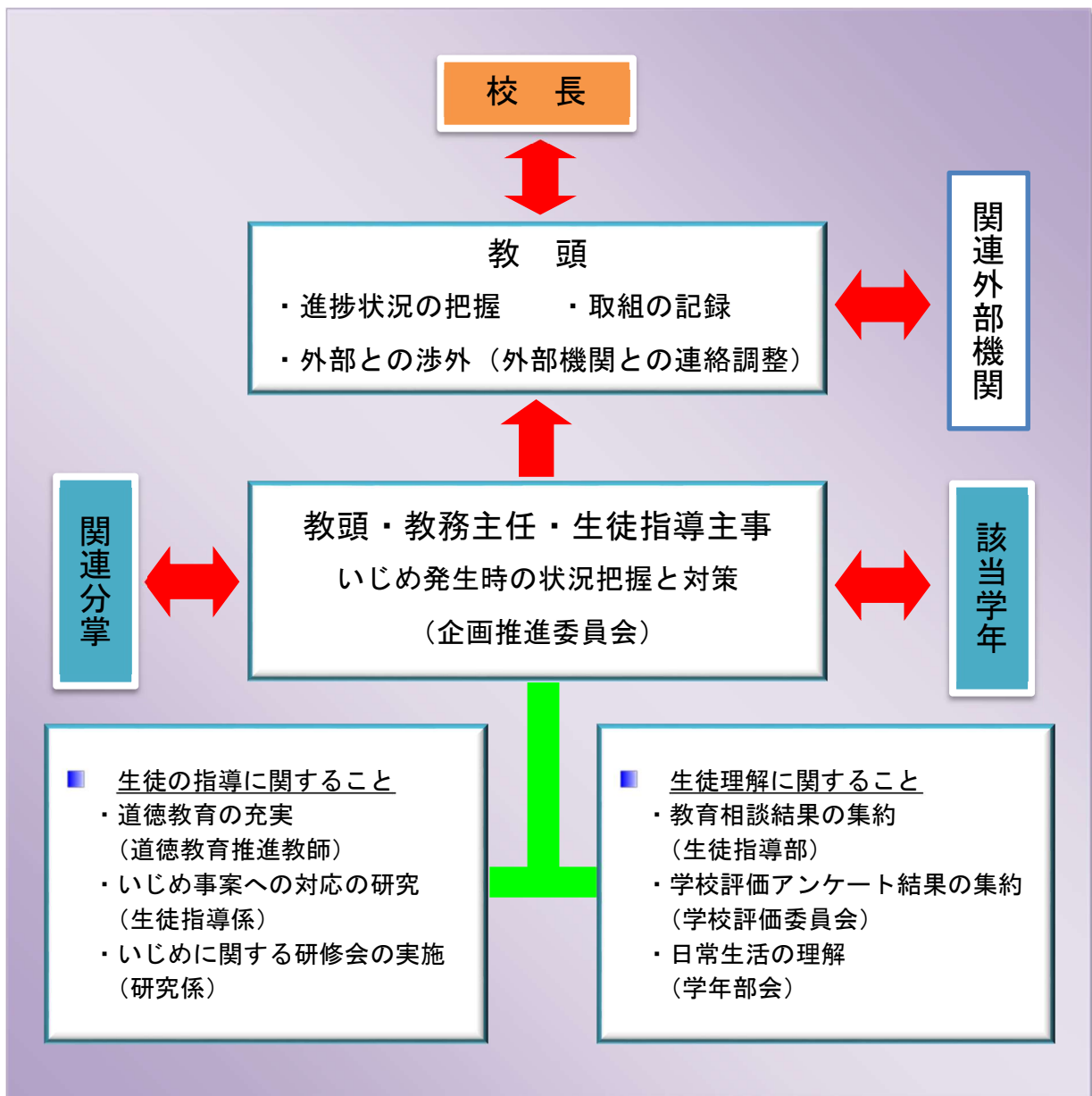
月	行事予定	未然防止	早期発見	ネットいじめ	教員研修	検証計画
4	入学式 対面式	授業間の引継ぎ， 休み時間等の生徒 との触れ合い	C4thでの情報交流	ネットパト ロール	生徒実態把握	
5	教育相談		教育相談		管内生連協の 情報共有	
6	体育大会 中体連大会					
7	期末テスト	学校評価アンケ ート① 標語・ポスター作 成	いじめアンケート ①	標語・ポス ター作成		アンケート集 約，実態把握
8	二者面談 修学旅行		二者面談			
9	宿泊研修	どさんこ子ども 地区会議の参加				
10	学校祭 職場体験		教育相談			
11	期末テスト		第3学年三者面談 いじめアンケート ②		管内生連協の 情報共有	アンケート集 約，実態把握
12		学校評価アンケ ート②	第1・2学年二者 面談			
1	第3学年期末テ スト					
2	第1・2学年期 末テスト					次年度の方向 性の確認
3	卒業式	▼	▼	▼	管内生連協の 情報共有	

Ⅲ いじめの防止等の対策のための組織

1 役割

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく，取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- (4) いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対策案の作成
(情報の共有，事実関係の聴取，指導や支援体制，保護者との連携 など)

2 組織図



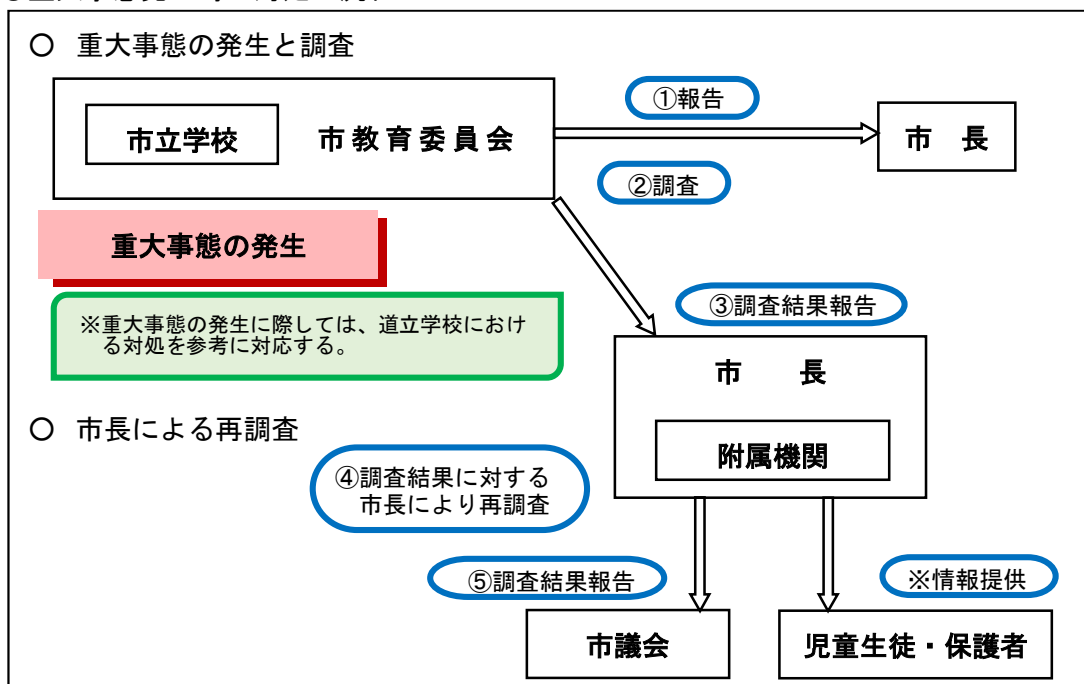
IV 重大事態への対処

次に掲げる重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する【法第30条】とともに、教育委員会の指導及び支援の下、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

【法第28条】

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

◎重大事態発生時の対処の流れ



重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企画した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

■ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別の利害関係を有していない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

■ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

■ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

■ 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長に報告）

※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

■ 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

V その他（参考資料等）

◇いじめを受けている子どものサインの例◇

学校での様子		
◇学校生活全般	<input type="checkbox"/> 学校がつまらないうまく言う	<input type="checkbox"/> 急に友人がいなくなる
<input type="checkbox"/> おどおどやぼんやりが多くなる	<input type="checkbox"/> 持ち物の紛失，落書きなどがある	◇授業中の態度，学習面
<input type="checkbox"/> 嫌な役目をさせられる	◇教師との関係	<input type="checkbox"/> 発言を友人がからかう
<input type="checkbox"/> 誘われると断りきれず，すぐ従う	<input type="checkbox"/> 目を合わせず避けるようにする	<input type="checkbox"/> 学習についていけない
<input type="checkbox"/> 異常に周囲を気にする	<input type="checkbox"/> 教師を怖がっている	<input type="checkbox"/> 授業中にぼんやりしている
<input type="checkbox"/> 顔色が悪く，元気がない	<input type="checkbox"/> 訳もなくすり寄ってくる	<input type="checkbox"/> 急に成績が落ちてくる
<input type="checkbox"/> 行事や部活動を嫌がる	◇友人関係	◇その他
<input type="checkbox"/> 配布物がわたっていない	<input type="checkbox"/> 遊んでいても楽しそうでない	<input type="checkbox"/> 一人で掃除している
<input type="checkbox"/> 休み時間，トイレに長く入っている	<input type="checkbox"/> 悪口を言われても愛想笑いをする	<input type="checkbox"/> 時々涙ぐんでいる
<input type="checkbox"/> 身体的不調からよく保健室に行く	<input type="checkbox"/> からかわれる	<input type="checkbox"/> 教室に入るのが怖いと言う
<input type="checkbox"/> 遅刻・早退・欠席が多くなる	<input type="checkbox"/> おかしなあだ名をつけられている	<input type="checkbox"/> 小さな失敗を気にし過ぎる

家庭での様子		
◇家庭生活全般	<input type="checkbox"/> 学校を休みたがる	◇友人関係
<input type="checkbox"/> 朝，起きられない	<input type="checkbox"/> 日記等に悩みなどを書く	<input type="checkbox"/> 友人がいらないと言う
<input type="checkbox"/> 朝，頭痛や発熱等を訴える	<input type="checkbox"/> 学校のことを話さなくなる	<input type="checkbox"/> 友人に意地悪されたと言う
<input type="checkbox"/> 昼夜逆転した生活をする	<input type="checkbox"/> 食欲がなくなる	<input type="checkbox"/> 友人を避けるようになる
<input type="checkbox"/> 朝，トイレから出てこない	<input type="checkbox"/> 擦り傷，あざをつくって帰る	◇その他
<input type="checkbox"/> 昼ごろから元気になる	<input type="checkbox"/> いじめの被害等を話題にする	<input type="checkbox"/> 小心，内気，心配性である
<input type="checkbox"/> 下校後，ぐったりしている	<input type="checkbox"/> 休日や夏休み中は症状がない	<input type="checkbox"/> 勉強が分からないと言う
<input type="checkbox"/> 帰宅が急に早くなる	<input type="checkbox"/> 先生が嫌いだと言う	<input type="checkbox"/> 他の欠席者を話題にする
<input type="checkbox"/> 急に落ち着きがなくなる	<input type="checkbox"/> 閉じこもりがちになる	<input type="checkbox"/> 明るさが次第になくなる
<input type="checkbox"/> 不審電話などがかかってくる	◇家族との関係	<input type="checkbox"/> 欠点を強く気にする
<input type="checkbox"/> お金をこっそり持ち出す	<input type="checkbox"/> 頑なな感じになる	<input type="checkbox"/> 転校したい，生まれ変わりたいと言う